

# 1 食肉検査体制及び機能の充実

と畜検査, B S E 検査, 残留有害物質等検査及び衛生検査を実施し, 食肉の安全を確保する。

## (1) 食肉衛生検査業務 (平成 8 年度開始)

平成 27 年度予算:9,346 千円 うち B S E に係る国庫補助 1,088 千円(10/10)

### 【事業の目的・内容】

と畜検査・精密検査, B S E 検査, 食肉中の放射性物質等検査及び枝肉拭取り検査を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
と畜場法, 牛海綿状脳症対策特別措置法, 食品衛生法	食肉衛生検査所 管理グループ 衛生指導グループ

### 《実 績》

#### ① と畜検査頭数

年度	開場日	合 計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
17	248	222,289	6,160	80	432	215,617	0	0
		282	80	5	3	194	0	0
18	248	246,055	6,325	13	310	239,407	0	0
		252	78	3	4	167	0	0
19	248	253,520	5,508	78	149	247,785	0	0
		253	83	11	3	156	0	0
20	248	251,230	5,244	158	118	245,710	0	0
		260	72	7	2	179	0	0
21	248	268,535	5,144	43	108	263,240	0	0
		271	76	6	2	187	0	0
22	248	255,849	6,084	17	100	249,648	0	0
		225	72	11	1	141	0	0
23	248	249,630	6,073	10	124	243,423	0	0
		205	94	2	2	107	0	0
24	247	239,847	5,829	32	81	233,905	0	0
		153	78	1	1	73	0	0
25	247	251,433	4,074	31	72	247,256	0	0
		114	79	0	2	33	0	0
26	248	238,497	4,377	16	58	234,046	0	0
		92	79	1	0	12	0	0

注：下段：病畜再掲

## ② 精密検査件数（平成 26 年度）

（ ）：前年度

畜 種		牛	とく	豚	馬	計
細菌学的検査	敗血症	5 (2)	0 (0)	60 (59)	0 (0)	118 (121)
	膿毒症	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	
	豚丹毒			49 (56)		
	サルモネラ症	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	
血清学的検査	豚丹毒			56 (59)		72 (86)
	牛白血病	16 (27)				
理化学的検査	高度の黄疸	3 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	36 (16)
	尿毒症	10 (2)	0 (0)	18 (9)	0 (0)	
	残留抗菌性物質等	0 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
病理学的検査	白血病	15 (16)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	43 (58)
	全身性腫瘍	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
	その他の腫瘍	3 (3)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	
	高度の水腫	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	サルモネラ症	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	
	抗酸菌症	0 (0)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	
	その他の炎症	4 (1)	0 (1)	6 (17)	0 (2)	
合計	58 (56)	0 (1)	211 (222)	0 (2)	269 (281)	

③ 食肉残留動物医薬品等モニタリング検査（平成26年度）

	牛			豚		
	農薬 ※1	抗生物質	合成抗菌剤 ※2	農薬 ※1	抗生物質	合成抗菌剤 ※2
検査件数	2	10	10	4	30	30
違反件数	0	0	0	0	0	0

※1 DDT, ヘプタクロル, ディルドリン, アルドリン

※2 スルファジミジン, スルファジメトキシム, スルファキノキサリン, ピリメタミン

④ BSEスクリーニング検査（平成26年度）

	48ヶ月超
検査頭数	948
陽性	0
陰性	948

⑤ 枝肉拭取り検査（平成26年度）

ア 腸管出血性大腸菌O157, O26及びO111検査（牛）

実施月	検体数	陽性			陰性		
		0157	026	0111	0157	026	0111
4月	10	0	0	0	10	10	10
5月	10	0	0	0	10	10	10
6月	10	0	0	0	10	10	10
7月	10	0	0	0	10	10	10
8月	10	0	0	0	10	10	10
9月	10	0	0	0	10	10	10
10月	10	0	0	0	10	10	10
11月	10	0	0	0	10	10	10
12月	10	0	0	0	10	10	10
1月	10	0	0	0	10	10	10
2月	10	0	0	0	10	10	10
3月	10	0	0	0	10	10	10

イ 生菌数, 大腸菌群数及び大腸菌数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
牛	回数	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	13
	検体	10	10	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10	130
豚	回数	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	13
	検体	10	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10	10	130

ウ 糞便系大腸菌群検査 (馬)

実施月	回数	検体数	陽性	陰性	実施月	回数	検体数	陽性	陰性
4月	1	2	0	2	10月	1	2	0	2
5月	1	2	0	2	11月	1	2	0	2
6月	1	2	0	2	12月	1	2	0	2
7月	1	2	0	2	1月	0	0	0	0
8月	1	2	0	2	2月	2	4	0	4
9月	1	2	0	2	3月	1	2	0	2
					計	12	24	0	24

エ サルモネラ検査 (豚)

実施月	回数	検体数	陽性	陰性	実施月	回数	検体数	陽性	陰性
4月	1	10	0	10	10月	1	10	0	10
5月	1	10	0	10	11月	1	10	0	10
6月	1	10	0	10	12月	1	10	0	10
7月	1	10	0	10	1月	1	10	0	10
8月	1	10	0	10	2月	1	10	0	10
9月	1	10	0	10	3月	1	10	0	10
					計	12	120	0	120

オ サルモネラ検査 (馬)

実施月	回数	検体数	陽性	陰性	実施月	回数	検体数	陽性	陰性
4月	1	2	0	2	10月	1	2	0	2
5月	1	2	0	2	11月	1	2	0	2
6月	1	2	0	2	12月	1	2	0	2
7月	1	2	0	2	1月	0	0	0	0
8月	1	2	0	2	2月	2	4	0	4
9月	1	2	0	2	3月	1	2	0	2
					計	12	24	0	24

カ グリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留量調査（牛）

実施月	回数	検体数	残留度0	残留度1	残留度2	残留度3	残留度4
4月	1	12	12	0	0	0	0
5月	1	12	12	0	0	0	0
6月	1	12	12	0	0	0	0
7月	1	12	12	0	0	0	0
8月	1	12	12	0	0	0	0
9月	1	12	12	0	0	0	0
10月	1	12	12	0	0	0	0
11月	1	12	12	0	0	0	0
12月	1	12	12	0	0	0	0
1月	1	12	12	0	0	0	0
2月	1	12	12	0	0	0	0
3月	1	12	12	0	0	0	0
計	12	144	144	0	0	0	0

※100 cm<sup>2</sup>当たりのGFAP量  
 残留度0：3ng 未満  
 残留度1：3ng 以上 6ng 未満  
 残留度2：6ng 以上 9ng 未満  
 残留度3：9ng 以上 12ng 未満  
 残留度4：12ng 以上

⑥ 放射性物質検査（平成26年度）

牛：原子力対策特別措置法に基づく栃木県の「出荷・検査方針」により、管轄と畜場内に持ち込まれた県産牛の牛肉検査について、検体採取等の協力を行った。

ア 検査対象

	牛飼養農家数	年間出荷頭数
栃木県内農家	1,681戸	48,396頭
宇都宮市農家（再掲）	66戸	1,115頭

イ 検査結果

	検査実施農家数	検査頭数	検査結果	
			基準値内	超過
栃木県内農家	1,225戸	48,396頭	48,396頭	0頭
宇都宮市農家（再掲）	52戸	1,115頭	1,115頭	0頭

※基準値 100 ベクレル/kg

ウ 管轄と畜場における検体採取実績（再掲）

牛	4,200頭
---	--------

豚：管轄と畜場でと畜された栃木県産豚について、食品衛生法第11条第1項に基づきスクリーニング検査を実施した。

検査実施農家数	検査頭数	検査結果	
		基準値内	超過
50戸	50頭	50頭	0頭

※基準値 100 ベクレル/kg

(2) 検査機器管理事業（平成8年度開始 平成27年度予算：4,569千円 国1/3）

【事業の目的・内容】

適切な行政措置，と畜場の衛生管理指導に資するために使用する検査機器について，計画的な整備を行い，検査体制を充実強化する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
と畜場法	食肉衛生検査所 管理グループ

《実 績》

検査機器導入件数（100万円を超える）

年度	更新	新規
平成24年度	1 (パラフィンブロック作成装置)	0
平成25年度	1 (純水製造装置)	0
平成26年度	0	1 (ガンマ線スペクトロメーター)

## 2 と畜場内の監視指導の充実

と畜場の施設管理状況及び自主衛生管理体制(HACCP手法)など、と畜場の衛生保持のため指導を行った。

平成25年7月からは、特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインに基づき、と畜場におけるBSE対策の指導をより一層強化した。

### 食肉衛生監視指導業務（平成8年度開始 平成27年度予算：933千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

と畜場において、枝肉の拭き取り検査や立入検査を定期的実施する。また、食肉衛生推進連絡会議の開催等により、と畜場設置者等の自主的衛生管理の促進を図り、食肉の衛生的な取扱いを確保する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
と畜場法，食品衛生法	食肉衛生検査所 衛生指導グループ

#### 《実 績》

##### ① と畜場の監視指導（平成26年度）

監視回数	内 容
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ と畜場施設の衛生保持</li> <li>・ 獣畜の解体工程管理に関する衛生指導</li> <li>・ BSE月齢分別管理に関する衛生指導</li> <li>・ 特定危険部位の取り扱いの監視</li> </ul>

##### ② 枝肉輸送車の監視指導（平成26年度）

	指導台数	期間	内容
市内事業者	17	第1回 8月4日～8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聞き取り調査</li> <li>・ 拭き取り調査</li> </ul>
栃木県内の事業者	16	第2回 9月1日～3日	
栃木県外の事業者	5		

##### ③ 動物質原料運搬車の監視指導（平成26年度）

	指導台数	期間	内容
市内運搬車	2	8月18日～21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聞き取り調査</li> </ul>
市外運搬車	5		

④ 食肉衛生推進連絡会議（平成 26 年度）

と畜場設置者へのHACCP導入にあたり，技術支援及びと畜解体従事者の衛生意識の向上を図るため，食肉衛生推進連絡会議を開催した。

構成	HACCP導入班及び実務班（と畜場側19名） <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理責任者</li> <li>・作業衛生責任者</li> <li>・作業工程班班長</li> <li>・作業工程班副班長他と畜場職員</li> </ul> 食肉衛生検査所衛生指導グループ（8名）
開催回数	年34回
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① と畜場法及び関係法規の解説</li> <li>② と畜場内の清掃管理と施設設備の衛生管理の再検討</li> <li>③ 一般的衛生管理プログラムの再検討</li> <li>④ HACCP 7原則12手順の解説及び導入準備作業</li> </ul>

⑤ 衛生講習会（平成 26 年度）

と畜場設置者及びと畜解体従事者に対して衛生講習会を開催した。

開催日時	平成26年6，7月（2回実施）
参加者	と畜場解体従事者45名
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① と畜場の衛生管理について</li> <li>② 場内監視結果について</li> <li>③ と畜場施行規則の一部改正について</li> <li>④ HACCPについて</li> </ul>

### 3 食肉衛生に係る情報提供

と畜検査結果のフィードバックを充実させ、生産者支援の強化及び健康な家畜搬入の促進を図る。

また、HP等の掲載内容の充実や放射性物質等検査結果の公表等により、食肉情報の提供促進等、消費者への積極的な情報提供を行う。

#### と畜検査結果の情報還元及び食肉安全情報の提供

(平成8年度開始 平成27年度予算：323千円 市単独)

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法等	食肉衛生検査所 管理グループ 衛生指導グループ

《実 績》

#### ① 生産者へのと畜検査結果の情報還元 (平成26年度)

豚のと畜検査結果に関するアンケートを実施し、利用状況や提供方法に関する状況を調査した。

<アンケート結果>

回答数	36件		
質問	回答		
と畜検査結果の提供希望	希望する 97%	希望しない 3%	
と畜検査結果の内容	わかりやすい 91%	わかりにくい 9%	
と畜検査結果の提供方法	FAX 69%	郵送 23%	電子メール 8%
活用できるか	できる 100%	できない 0%	
と畜検査結果を活用する目的	飼養衛生管理状況の把握のため 30%		
	病気の早期発見と予防のため 28%		
	ワクチン接種の選定や評価のため 17%		
	投薬の選定や評価のため 17%		
	枝肉の評価が落ちたとき 6%		

#### ② 消費者への食肉安全情報の提供 (平成26年度)

<ホームページへの掲載>

掲載内容
と畜検査結果
精密検査結果
衛生検査
衛生指導
BSE検査
食肉の放射性物質検査